平成２１年（フ）第４９５号
千葉県成田市稲荷山391番地133
債務者　古西小夜香
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第５号
千葉県富里市七栄653番地41
債務者　田中　　淳
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第１８１号
千葉県木更津市大久保４丁目１番７号
債務者　大澤　健児
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第２０２号
千葉県富津市西川243番地の１
債務者　保坂みち子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第３９号
愛知県岡崎市大平町字土井東５番地１
債務者　渡邊由美子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４０号
愛知県豊田市美里１丁目20番地11　２Ｆ
債務者　高尾　辰也
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５６号
愛知県岡崎市大和町字西之坊24番地４　ハピネス西之坊102
債務者　三上　博司
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５７号
愛知県岡崎市大和町字西之坊24番地４　ハピネス西之坊102
債務者　三上　純子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第３６３号
岡山県倉敷市平田434番地
債務者　貝原　浩美（旧姓河合）
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第３０号
埼玉県所沢市金山町14番４号
債務者　高岡　純子
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３６号
埼玉県川越市川鶴２丁目３番地５　サンファイン205号室
債務者　柴崎　光子
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３８号
埼玉県入間市大字野田208番地３　南セブンヒルズ102
債務者　三浦　祥男
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４４号
埼玉県富士見市東みずほ台２丁目15番地３　ＪＣ　ＰＡＲＫ　みずほ台311
債務者　芹口みどり
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２号
埼玉県秩父市道生町19番１号
債務者　福島美佐子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２１年（フ）第２９２６号
札幌市東区北44条東２丁目３番１号　第３美和ハウス202号、申立時の住所札幌市北区屯田６条10丁目４番７号
債務者　安井　伸夫
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９２７号
札幌市東区北44条東２丁目３番１号　第３美和ハウス202号、申立時の住所札幌市北区屯田６条10丁目４番７号
債務者　安井由紀子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９５７号
札幌市厚別区厚別中央４条６丁目１番10―205号
債務者　佐々木崇敬
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部